

その他の支援やサービス

サン・アビリティーズいづか

サン・アビリティーズの名前は、太陽の「Sun」と能力の「Ability」に由来し、この施設を活用することで「無限の能力を太陽のように輝かせる」という意味で名付けられました。

障がい者のスポーツ、レクリエーション及び文化等の振興を図ることにより、障がい者の社会参加の促進と健康の維持増進に寄与するための施設として、平成18年から、特定非営利活動法人いづか障害児者団体協議会が、市から業務委託され指定管理者として運営しています。

障がいの有無にかかわらず誰でも利用できますが、主に障がいのある方々が優先的に使用できます。なお、障がい者及び障害者団体は無料で利用できます。



開所時間 火曜日～日曜日(月曜日、年末年始は休館)
午前9時～夜9時まで ※日・祝日は午後5時まで

利用方法 障がい手帳をお持ちの方は6か月前から予約可能(無料)
障がい手帳をお持ちでない方は、2か月前から予約可能(有料)
利用申請書にご記入の上、事務所に提出してください。
※用紙はホームページからダウンロードできます。

館内施設 体育室(バレーボール1面、バスケットボール1面、バドミントン3面、卓球3台)、研修室1・2(各定員約30名)、多目的室(定員約20名)、音楽室(定員約10名)、和室(定員約20名)、調理室(定員約12名)、室内プール(定員約20名)※夏期のみ開催



問い合わせ **サン・アビリティーズいづか**

〒820-0011 飯塚市柏の森956-4
☎/fax 0948-29-3087
E-mail sunabi-form@blue.ocn.ne.jp



飯塚市医療的ケア児等在宅レスパイト事業

在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図ることを目的に、訪問看護ステーションを利用したレスパイト利用の費用を助成します。

対象 以下の要件を満たす医療的ケア児者を看護している同居家族

18歳未満	・訪問看護により医療的ケアを受けている
18歳以上 (全てを満たす)	・訪問看護により医療的ケアを受けている ・障がい福祉サービスの短期入所(医療型)の決定を受けている

助成対象となる費用

訪問看護の利用のうち、健康保険法の適用となる時間を除いた費用。

助成額 9割(生活保護・市民税非課税世帯は、10割)

※助成対象となる費用は、30分当たり3,750円が上限。

※医療的ケア児者一人につき、1年度当たり48時間が上限。

手続き ※**利用前に申請が必要です。**

訪問看護ステーションを通して、申請書類を飯塚市役所福祉部 社会・障がい者福祉課に提出してください。



事業利用の流れ ～申請・利用を検討している方へ～

①申請

申請者(家族)が訪問看護ステーションを通して申請書類を提出します。

<必要な書類>

- ・申請書「利用(変更)申請書(様式第1号)
- ・訪問看護により医療的なケアを受けていることが分かる書類(訪問看護指示書等)

②決定

訪問看護ステーションを通して決定通知が送付されます。決定内容(助成割合等)を確認してください。

③事業の実施

利用日時を訪問看護ステーションと調整してください。

④利用料の支払い

訪問看護ステーションに利用料(1割)を支払います。

(生活保護・市民税非課税世帯は不要)

助成金については、訪問看護ステーションが、申請者(家族)に代わり市に申請します。(市から直接、訪問看護ステーションに支払います)

※申請書の電子データ等は市ウェブサイトに掲載していますので、適宜ご活用ください。

問い合わせ

飯塚市福祉部 社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係

☎ 0948-96-8235(直通) fax 0948-21-6356

E-mail shakai@city.iizuka.lg.jp